

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
森町	濁川地区	令和5年3月30日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	228ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者面積の合計	201ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	32ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	20ha

2 対象地区の課題

<p style="text-align: center;">今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p style="text-align: center;">濁川地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者25経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向については、森町農業委員会で管理している森町農地情報バンクに搭載された情報の確認等を行い連携を図っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、適切な農地管理などに取り組む。</p>